

# 子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員  
および放課後児童クラブのために

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」

教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究（研究分担者 玉井邦夫）  
児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究（研究分担者 山本恒雄）

# I 基本事項

子ども虐待通告の基本について

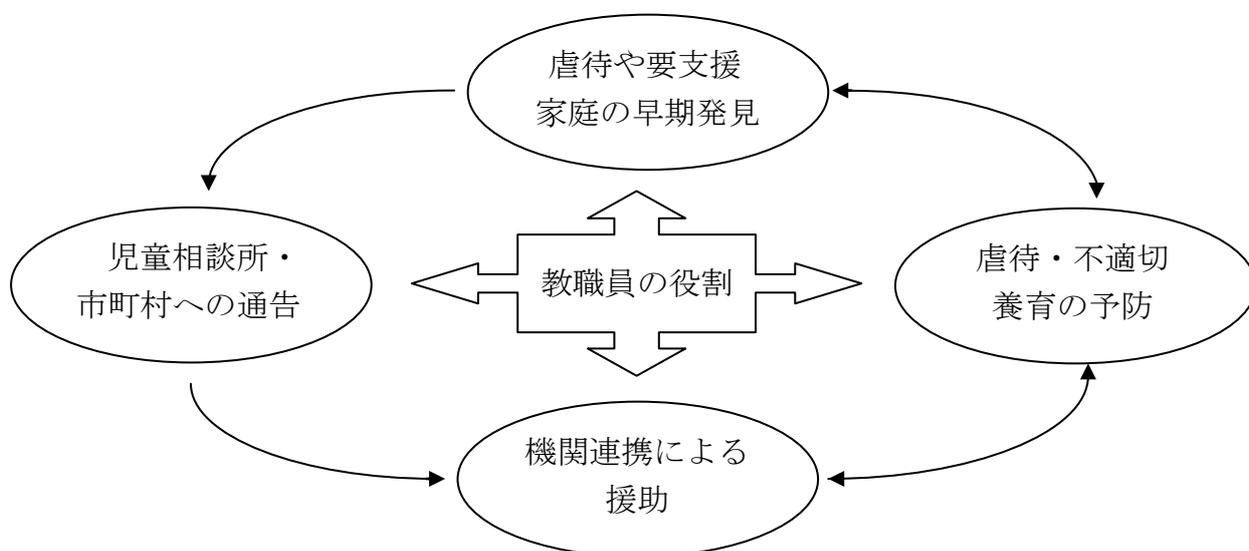
## 要支援家庭・子ども虐待の発見

子どもは不適切な養育状態におかれても、自ら逃れることができない

- ・虐待や不適切養育の兆候を見逃さない
- ・子どもの安全に問題を感じたら 一人で抱え込まずにまず相談

### 1. 学校教職員等の役割

学校は、子どもや保護者にとってきわめて身近な機関であり、虐待など不適切な養育による子どもの安全の問題を早期に発見できる立場にあります。また虐待を防止し、より適切な養育へと親子を援助していく積極的な役割を果たしていくことが期待されます。



## 虐待や不適切養育の予防

子どもに暴力や不当な侵害から自分を守る知識や技術を教える

- ・子どもへの暴力防止プログラム等の導入

人権教育の充実

- ・人権と個性の尊重
- ・授業に虐待問題・権利侵害問題を取り入れる

異年齢交流事業

- ・乳幼児と触れ合う機会を設ける
- ・子育て中の母子との交流を通じての子育て文化の伝達

保護者に虐待防止やより適切な養育への啓発・情報発信を行う

- ・子育て支援や虐待・不適切養育防止の講習会の開催
- ・虐待防止や子育て支援のチラシやリーフレットの配布

要支援家庭への機関連携による援助

- ・要保護児童対策地域協議会を通じての機関連携

長期的視点で取り組む

- ・子どもたちがやがて親となったときをイメージした長期的視点

## 2. 早期発見のポイント（虐待や不適切養育を疑わせる兆候）

### 子どもの様子

- ① 不自然な外傷、服の下などの見えない部分の傷がある。
- ② おやつや給食に対して異常なほどの食欲を示し、何度もおかわりする。
- ③ 子どもに無表情、凍りついた凝視、ぼんやりしていることが多い。
- ④ 子どもの言動が乱暴で周りの子どもとうまく関われない。
- ⑤ 人間や動植物、あるいはものに対しての攻撃性が強く、その理由がはっきりしない。
- ⑥ 衣服や身体、髪の毛が清潔に保たれていない。
- ⑦ 何日間も同じ服を着ている
- ⑧ 子どもの反応が乏しく、笑顔が少ない。
- ⑨ 子どもが保護者を怖がっている。
- ⑩ 子どもと保護者の視線がほとんど合わない。
- ⑪ 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある。
- ⑫ 年齢不相応な行儀の良さなど極端なしつけの影響がみられる。
- ⑬ 自分は生まれてこなければよかったというような自己否定の言葉を発する。
- ⑭ 体重・身長が著しく年齢相応でない。
- ⑮ 連絡や理由もなく長期にわたって、あるいは頻繁に、学校を欠席している。
- ⑯ 貧血や栄養状態に問題があったり、健康管理がされていない。

### 保護者の様子

- ① 子どもの外傷についての説明が不自然でつじつまが合わない。
- ② 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う。
- ③ 「いくら言い聞かせても言うことを聞かない」「反抗的で困る」など子どもに関する否定的な言動が目立つ。
- ④ 保護者が子どもの養育に関して拒否的か極端に無関心。
- ⑤ 絶え間なく子どもを叱る、ののしる。
- ⑥ 保護者がアルコールや薬物依存症である。
- ⑦ 保護者が精神的な問題で養育に充分に関わっていない。
- ⑧ 保護者が自身の治療や子どもに必要な医療的援助に拒否的、あるいは無関心。
- ⑨ 小さな子どもだけを家に残して外出している。
- ⑩ DV や激しい家庭内暴力、夫婦間の関係が著しく悪い。
- ⑪ 極端なしつけや養育方針があり、他人からのアドバイスに耳を貸さない。
- ⑫ 些細なことで興奮して暴力をふるったり攻撃的になる。
- ⑬ 保護者に働く意志が無い。経済的に行き詰まっている。

### 生活環境

- ① 家庭内が著しく乱れている、あるいは不衛生である。
- ② 突然の理由の良く分からない転居歴がある。
- ③ 家族や子どもの所在が時々分からなくなる。連絡が取れなくなる。
- ④ 過去に虐待の通告歴がある。
- ⑤ 経済状態が著しく不安定であったり困窮している。
- ⑥ 家庭内に著しい不和・対立がある。

## 虐待の発見と通告

子ども虐待の発見

きっかけ

- 身体的状況から
- 子どもの言動から
- 登校状況から
- 保護者の様子から
- きょうだいや他の保護者の話から
- 他の子どもの話から

事実の確認・検証  
が可能なように  
記録を整備。

通告の要件

- ①子どもが安全でないか安全でない疑いが強い。
- ②家庭養育で子どもの安全が守られていないかその疑いが強い。
- ③確実に任意に子どもの安全を確認することができない。

通告は虐待の確証を要しない

## 学校としての対応

以下の点で疑問が生じたら 虐待・不適切養育の疑いとして対応することが必要。

- ・子どもが家庭内で安全であるか疑問がある。
- ・保護者が適切に養育を行っているか疑問がある。
  - ⇒ ・職員全員が共通認識をもって客観的な情報を集める。
  - ⇒ ・踏み込んだ情報収集は市町村や児童相談所の担当。
  - ・家族関係の調整などの直接的な介入や、保護者が援助に非協力・拒否的だったりする場合には学校だけで対応しない。

## 虐待初期対応の校内での流れ

- 1) 虐待のサインへの気づきと子どもの安全確保
- 2) 正確な子どもからの聴き取りと子どもの保護
- 3) 校内連絡システムへの報告（生徒指導 学年主任等含む連絡システムを事前に構築）
- 4) 校長・教頭に連絡
- 5) 校内チーム編成と情報収集（校長・教頭が進行管理）
  - ・具体的な事実内容と把握経過
  - ・想定される子どもの危険と最悪事態
  - ・これまでの経過把握
  - ・家族を含む周辺情報の収集
- 6) 校内チームでの状況評価（アセスメント）
  - ・学校としての情報整理
  - ・子どもの気持ちの把握と安全確保
  - ・方針の検討（校長・教頭がマネジメント）
- 7) 組織としての通告
  - ・明確な方針決定
  - ・通告と連絡窓口の明示
  - ・教育委員会への同時通報
  - ・連携機関との協働作業体制の準備

## 校内での進行管理

- 1) 校長や教頭がマネジメントとして進行管理と代表責任を担う
- 2) 役割分担を決め、情報管理を行う
  - ・子どもの安全確保 動向把握
  - ・情報収集と情報管理を決める（定期的な情報確認「次は何時に確認」）
  - ・理解の齟齬や情報の行き違いを防ぎ、情報の一括管理と確認を行う
  - ・連絡担当者を置く（教育委員会 関係市町村部署等）
- 3) 通告の決定と共に次の対応と役割分担を確認する
  - ・子どもの安全確保
  - ・通告受理機関との連絡窓口の確認
  - ・通告受理機関の調査への対応
  - ・教育委員会への同時通報と進行経過情報の連絡

### ◆緊急一時保護となった場合

- ・子どもの支援についての情報提供や今後の児童相談所との連絡窓口の確認
- ・保護者対応についての打ち合わせ

### ◆継続見守り・在宅支援となった場合

関係機関と以下の内容について方針確認と情報共有

- ・今後の連絡窓口・情報共有の確認
- ・当面の支援方針と保護者対応の確認・打ち合わせ
- ・学校としての地域対応の展開方針、連絡窓口の確認
- ・要保護児童対策地域協議会での連携対応体制の確認

- \* 学校だけで抱え込まないこと、教育委員会のサポートは当初より得ておく。
- \* 通告のために虐待の確証をつかむ必要は無く、子どもの危険のみで判断する。
- \* 虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会との連携を常に心がける。
- \* 子どもから話を聴く者は限定し、何度も繰り返し聴かない。聴取方法にも気をつける。  
(→ p.12 子どもへの質問の仕方)

## 研修の実施

- ・以上の対応について教育委員会や地区の関係機関での研修の充実が重要。
- ・関係機関として保育所・幼稚園を含め、きょうだいが在籍する複数機関の連携、放課後児童クラブとの連携等も視野に入れた研修や連絡体制の確立が重要。

## 子どもへの対応

- ・被虐待児への対応は難しい。
- ・子どもの安全の確保を第一に考える
- ・子どもは自分の力で危険な状態を判断したり危険から脱したりすることはできないので、子どもの安全に問題を感じたら、子どもの保護・安全確保を第一に考える。

## 虐待種別による対応のポイント

- ・身体的虐待の場合  
傷の手当てを行う。記録として残す（写真など）。  
原因を追求するよりも子どもに安心感を与えることを優先する。
- ・ネグレクトの場合  
生活を支えるための関係機関連携や、栄養や衛生状態の確保に努める。  
生活全般の子どもの安全問題、精神的なケアにも配慮する。
- ・性的虐待の場合  
事実の把握は難しい。子どもから何らかの告白があったら、子どもの安全を確保しながら干渉しないで聴き取る。出来るだけ早く児童相談所に通告する。
- ・心理的虐待の場合  
保護者の子どもへの言動の事実をつかむことは難しい。子どもは乱暴で落ち着きが無いことが多く、自傷行為があることもあり、不適応行動の背景を探ることが重要。

## 保護者への対応

- ・虐待・不適切養育が疑われる保護者は、強い警戒感や反発を示すなど関わりが難しい。
- ・保護者はしばしば強いストレスを抱えており、そうした状況には共感的な態度で接する。
- ・時間をとって話を聴く、連絡帳を用いるなど、コミュニケーションを図る。

### ◆子どもが保護者からの被害を報告している場合

- ・危険度が高く緊急性がある場合には、直ちに通告する。
- ・緊急性が低い場合には、保護者から事情を聴く。
- ・虐待を指摘・追求するよりも、子どもの安全についての「心配」を伝える。
- ・緊急性や対応に迷う場合には単独で判断せず、市町村や児童相談所に相談する。

### ◆子どもが保護者からの被害を報告していないか否認している場合

- ・危険度が高く緊急性がある場合には、直ちに通告する。
- ・緊急性が低い場合には家庭での親子の状況について事情を聴く
- ・虐待の有無には話題を集中させずに家庭生活全般を聴く
- ・保育所・幼稚園の「疑問や不安」を「心配」として伝える。
- ・緊急性や対応に迷う場合には単独で判断せず、市町村や児童相談所に相談する。

## 虐待種別による対応のポイント

### ・身体的虐待の場合

しつけの必要性や保護者としての期待や愛情、事情の主張に対してはその思いは受け止めつつも、子どもの安全を脅かすことは不適切であること、保護者は子どもの安全についての第一の責任者であり、その保護者が子どもの安全を損なうことは法的には虐待に当たることを告げる。子ども安全に問題があれば通告義務があることも告知する。

### ・ネグレクトの場合

子どもの安全に関する保護者の責任、子どもの状態についての心配の共有を要請する。生活全般の変化・改善が必要なことが多く、関係機関との連携による長期的な対応が必要となる。

### ・性的虐待の場合

即座な通告が第一であり、主たる対応は児童相談所の担当となる。

### ・心理的虐待の場合

適切な対人関係・コミュニケーションを持ちにくい保護者が多く、担当者一人ではなく、学校全体、関係機関全体で対応を考える。

いずれの場合にも対応に困難を感じたら市町村虐待対応窓口や児童相談所に相談する。要保護児童対策地域協議会への報告と連携、個別会議の開催を軸に機関連携をとる。保護者に通告は法的な義務であることを告げる。

## 支援の視点

- ・児童虐待の解決には、担当者、ひとつの機関だけでは対応困難。ネットワークが必要。
- ・複数の機関が連携して保護者を含めた家族全体への理解と援助が必要。
- ・しばしば、保護者自身も何らかの被害者であったり、社会的な弱者であったりする。
- ・精神障害や知的障害、経済的困窮や社会的不適応問題を抱えていることが多い。

### 3. 通告について

#### 通告とは

以下の3点のうち2つ以上該当すれば通告が必要です。

**通告者は通告する際に「虐待」の事実や可能性についての確証を要しません。**

- ① 子どもが安全でないか、安全でない疑いが強い。
- ② 家庭養育で子どもの安全が守られていないかその疑いが強い。
- ③ 随時、確実に子どもの安全を確認することができない。

#### どこに通告するか

- ・ 通告先は市町村通告窓口と管轄児童相談所の2か所があります。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の申し合わせ等で基本的に各現場組織は市町村に通告することが原則化されているところが増えてきているようですが、緊急性を要する事態、一時保護の検討が必要な性的虐待の疑いなどでは児童相談所に直接通告することが適切な場合があります。立ち入り調査や一時保護の判断と実施の権限は児童相談所にあります。
- ・ より事態が急を要する、生命・身体に緊急の危険があるときには救急の要請119番や警察への110番も必要です。

\* 通告を行ったら同時に所管課にも報告し、その後の事態の推移・経過についても報告することになるでしょう。複数の機関を通じて現場へのサポートを返してもらうことも重要です。

#### 誰が通告するか

- ・ 法的には全ての国民に通告義務があります。立場・資格は問わず誰でも子どもの安全についての問題（上記「通告とは」に該当する事態）を発見した者は通告義務があります。
- ・ 発見者が学校等の組織に所属する場合にも、誰でも発見者は個人で通告することができます。ただし、組織としての責任や意思決定によって対応した方がよい場合には、組織として確認し、組織上の責任者が通告するという対応もあります。
- ・ 通告に限らず、普段から虐待問題に組織的に対応できるよう、チーム編成をしておくことが重要です。
- ・ 通告は子どもの安全に関する問題なので、できるだけ速やかに通告することが重要です。

\* 誰が通告したかといった通告者を特定させる情報は法律によって守秘義務が課されており、通告者の了解なしに調査機関から当事者や第三者に知られることはありません。ただし、当事者への調査にあたっては行政行為、権限行使の説明として「通告があったので調査をする」という告知は行われます。

#### 通告の方法

- ・ 通告は必要な情報を迅速に伝えることが最優先されます。
- ・ 第一報は電話で行います。必要な詳しい情報や資料は追って用意します。
- ・ 口頭による通告も可能です。必要な詳しい情報や資料は追って用意します。

## 通告の内容

- ① いつのことか
  - ・出来事の日時、時間関係を明確に伝える。
- ② 何があったか、心配な状況について何を把握したか（具体的な事実として）
  - ・例えばどのような傷がどこに見られるか。発見時の経過。
  - ・不自然な傷やその説明など。
  - ・「帰りたくない」「～に…される」など子どもが発言したこと。
  - ・清潔でない服装、年齢や体格に見合わない食欲等の気になる様子。
  - ・理由のわからない欠席や、その他の気になることから。
- ③ 子どもについての基本情報
  - ・住所 年齢 氏名 保護者氏名 家族構成 他のきょうだいの所属  
在籍状況 登校状況 日常の様子等
- ④ 保護者や家族についての情報
  - ・これまでの保護者とのやりとり、面談等での様子や養育方針、家庭状況やストレスについての情報、行事への参加状況等
  - ・他のきょうだいについての情報
- ⑤ 通告者、学校に関する情報と対応状況
  - ・通告者の氏名、身分。
  - ・現在までの対応状況
  - ・今後の連絡窓口

## 通告についての心配・疑問

### 1) 守秘義務と通告義務の関係

守秘義務については、通告義務が優先します。これは虐待防止法において、刑法が定めるところの守秘義務も通告を妨げないと規定されています。

### 2) 組織通告と個人通告

報告を上げたが組織としての通告がまだなされておらず、子どもに危険があると感じた場合には、組織としての検討を確認すると共に個人として通告することも可能です。

### 3) 保護者との関係

保護者との関係がまずくなったり、恨みをかいたりするのではといった心配から通告をためらう事態もよく聞かれます。確かに保護者との不必要な対立を避けることも必要なことですが、通告は子どもの安全を守るためであり、さらには子どもにとって不適切な養育を阻止して改善に向かうために行うことです。これに関しては対応のための優先順位を考えておくことが必要です。基本的にはこれは児童虐待におけるソーシャルワークの優先順位として考える原則となります。優先順位は以下の通りです。

- ① 子どもの安全の確保。
- ② 事態を現在よりも悪化させる危険性を避ける
- ③ 子どもと関係者のダメージの最小限の抑制
- ④ 子どもと関係者・援助者のダメージの修復、関係修復の可能性追求

①～④の優先順位間にジレンマが生じることはしばしば起こることですが、優先順位を逆転させることは本来の援助目的に大きなダメージを与える危険性があります。

本来、保護者は子どもの安全についての第一の責任を負っています。保護者の養育の適切性に問題が生じたときには、国・地方公共団体は保護者に代わって子どもの安全を守る義務があります。

#### ◆保護者がこれに協力する時

保護者は子どもを守り、育てることにに関して、国・地方公共団体のパートナーとして児童福祉法では位置づけられています。ただし援助機関のソーシャルワーク上の方針と保護者の意向が異なり、保護者が援助方針に同意しない場合は、子どもの安全を最優先に正しいと判断した選択肢・方針に従って対応しなければなりません。

#### ◆保護者がこれに協力せず、反発・抵抗する時

国・地方公共団体は子どもの安全と最善の利益の観点から保護者の言動や意向が子どもの利益に反すると判断した場合には、権限をもって保護者の抵抗を排除してでも子どもの安全を守る義務があります。これには裁判所に対する申し立ても含まれます。

また保護者に子どもの安全についての責任性を指摘し、保護者が子どもの安全に関する共同責任者であることを自覚し、それに協力するように指導する責務があります。

#### 4) 報告・相談と通告

学校としては、まだ通告するほどの問題では無いのだが、取りあえず念のため、相談機関に報告し相談しておきたい事例があるかもしれません。ただし、それを聴取した機関側では、対象者個人が特定され、心配とされる情報を受け取った段階で通告に等しい対応責任が発生します。その後何があっても情報を聴取した機関としては、その情報を知った上での対応責任が発生します。これは平成16年の岸和田事件で、立ち話から得た情報が通告として扱われなかったことへの反省から指摘されてきたことです。従って情報提供側としては、単なる相談のつもりでも聴取機関側では通告としての対応検討が開始されることは避けられません。何が優先課題か、どのように対応するのがよいか機関同士でよく話し合ってください。この場合にも上の優先順位が重要な手掛かりになります。

### 子どもの安全確保と調査・保護への協力

#### 1) 通告をした後は子どもの安全を維持することが何よりも大切です。

- ・ 通告するときに、通告受理機関とこれからどうするか具体的な手順・役割を確認しておく。
- ・ 安全確認調査が行われる場合には、子どもの年齢、理解力に応じて子どもに状況を説明する。説明をいつ、誰から、どのように行うか、通告受理機関とよく話し合って確認して行う。
- ・ 子どもに安易な約束や確証のない期待は持たせない。
- ・ 子どもの前で、親のことを悪く言わない。

## 2) 調査への協力

自ら通告した場合はもちろん、他の通告からの調査・情報提供を求められた場合にも、各機関は協力する義務があります。これは虐待防止法第5条に規定されています。また要保護児童対策地域協議会の調査、情報提供の要請にも協力する義務があります。これらの情報提供については刑法が定めるところの守秘義務はこれを妨げないと虐待防止法第7条で規定されています。

### 通告後の対応の流れ

#### 1) 安全確認と調査

- ・ 通告受理機関は通告を受理すると直ちにリスク評価を行い、緊急性が無いと判断される場合を除いて直接の目視現認による安全確認を行います。
- ・ 子どもの緊急一時保護を行う権限責任のある児童相談所は原則通告受理後48時間以内に子どもの安全確認を行うことになっています。
- ・ 子どもの安全確認と並行して保護者及び家庭等の情報についての調査が行われます。場合によっては学校にも情報提供が求められます。

#### 2) 子どもの保護の判断

- ・ 家庭において子どもの安全が保障されないと判断された場合、緊急一時保護を含む一時保護が検討されます。
- ・ 緊急性や危険度が低いと判断された場合、在宅指導が検討されます。

#### 3) 親子関係調整と養育改善に向けた援助

- ・ 親子分離が行われた場合

親子関係を修復し、不適切な養育を改善して子どもが家庭生活に戻れるように関係機関と連携して援助します。

- ・ 在宅のままの指導が行われる場合

不適切な養育を改善し、家庭生活が安定して子どもの安全が脅かされることなく子どもが養育されるよう援助します。ただし、子どもの安全が脅かされるような事態の悪化があれば、常にその時点で対応の見直しが行われる。

最終的な目標は家庭生活が安定し、不適切養育を改善して虐待を再発させないこと

#### 4. 対応上のポイント

##### 子どもへの対応の留意点

教職員が会う様々な指導・援助上の課題の背景に、子ども虐待、不適切な養育上の問題が潜んでいる可能性があります。

##### 虐待を受けている、不適切養育が疑われる子どもと関わる時の留意点

- ・ 子どもの嘘を責めない。
- ・ 他の子どもの前でのやり取りに注意を払う。
- ・ 子どもの前で親のことを悪く言わない。
- ・ 「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしない。
- ・ 子どもから事情を聴取するとき質問の仕方に気をつける。

##### 【子どもへの質問の仕方：客観的な事実を聴こうとするときには ④ ⑤ ⑥のような質問は原則使わない】

###### ① 開かれた質問 (open-ended question)

「～について話して」「あなたが～ということはどういうことなのかもう少し詳しく教えて」など、答えが Yes No にならず、子どもに自発的に自由に話してもらう質問。

###### ② 閉じられた質問 (close-ended question)

「～ですか」など、基本的に特定の事柄を示して Yes No で答えてもらう質問の仕方。設定自体が誘導的になる難点がある。

###### ③ 選択肢のある質問

基本的に二つ以上の選択肢を設けていずれか尋ねる質問。問いかけが誘導的にならない為には Yes No と同等の2択ではなく「いずれでもない」という項目を加えた3択以上の設定が望ましい。

###### ④ 誘導質問

「～だったの?」「～ということがあったの?」「～に…されたの?」など、質問者が想定していることを、子どもがまだ話していない段階で先に答えを示す形で質問すること。多くは閉じられた質問形式になる。

###### ⑤ 強制・強要質問

「～なんでしょ」「～だよね」「～だとわかっているよ」「そうなんでしょ」など、ある特定の答えを認めさせようと迫る質問。

###### ⑥ 報酬の提示質問

「これが最後の質問だよ」「これが終わったら帰れるからね」「あとひとつ(3つなど)答えてくれたらおしまいにするかね」「ちゃんとお利口に答えてくれたらお菓子をあげる」などと報酬を提示して応答を促す質問。特定の応答内容を暗示・強制している場合と、応答の傾向性(肯定・否定などの)を示す、短く済む方を選ばせるなどで応答の公平性をゆがめる。

## 保護者への対応の留意点

保護者が学校からの関わりに拒否的であったり子どもの安全について保障が得られなかったりする場合には、ためらわずに通告することが必要。学校としての対応責任は子どもの安全が十分に確保された上で、保護者に相談意志がある場合に限られ、子どもの安全の確保が難しい場合には学校だけで対応するのではなく、関係機関との協議・連携が重要。

### 1) 虐待や不適切養育が疑われる保護者に関わるときの留意点

- ・ 子どもの安全についての妥協は無い。保護者との関係性を維持するために通告をためらったりすることが無いように留意する。
- ・ 子どもの安全については妥協することなく対応するという原則の上で、子ども虐待や不適切養育に陥る親には親の事情があることを理解しようとする。
- ・ 子どもの安全については妥協なく不適切養育による子どもの危険を指摘することを前提とした上でなお、保護者を非難しない。子どもの安全の共同責任者として扱うこと。
- ・ 学校だけで問題を解決しようとするしない。
- ・ 見守りや要支援の対象となる事例については反目標条件\*を確認しておく。
- ・ 他の保護者の前で対応するときには対応に配慮する。
- ・ 休みが続いたり、家庭養育上の課題があったりするときには家庭訪問する。

\* 「反目標条件」とは、ある事実や出来事が確認されたら、それまでの方針は全部見直され、方針変更となるような例外条件のこと。見守り方針の場合、事態の悪化が推測されるような状況があっても、情報が確定しない間は以前の援助方針がその効果を失っているのに継続されていたりするので、それを予防するためにあらかじめ限界指標となることがらを設定しておく。

### 2) 家庭訪問上の留意点

- ① 保護者が落ち着いて話せない状態のときは無理をせず後日出直す。
- ② 良い関係が持てている人や職場の責任者（教頭など）と訪問すること。
- ③ 保護者が感情的な不平や不満を強く訴える場合には、すぐに弁護・反論したり迎合したりせずにまず話をよく聴く。
- ④ 保護者や家庭状況について子どもの安全に不安を感じたら、抱え込まずに関係機関に連絡・相談して連携した対応を行う。

## 子どもが一時保護されたら

- ・ 学校は通告までが責任範囲。安全確認以後の保護の判断やその実施については市町村通告受理機関や児童相談所の判断権限に属する。
- ・ 子どもについての日常生活での様子や必要な配慮等についての情報を提供する。
- ・ 場合によっては一時保護先を保護者に伝えないこともあるので、一時保護所に入所してからの対応については児童相談所の指示に従う。
- ・ 一時保護以降の子どもの支援や対応については児童相談所が判断対応する。子どもの様子や対応経過については守秘義務が伴う要保護児童対策地域協議会が窓口となる。

## 子どもが家庭復帰する際の援助

一時保護所や入所施設から子どもが家庭復帰する際、子どもは入学するか、通学を再開するか、転校先で通学を始めることになります。

相談機関との事前協議を通じて対応の留意点を確認しておく。

また通学の再開、転入学に際して保護者ともあらかじめ接触しておくことが望ましい。これらの協議は要保護児童対策地域協議会を通じて実施されることが望ましい。

子どもが元々暮らしていた家庭に戻ることにしたとしても、家庭から離れていた時間、生活経験、人間関係等を考えると、ただ家に戻ったからといって、すぐにずっと暮らしてきたかのように家庭生活になじめる訳ではありません。また家族の方でも、しばらく居なかった子どもを再び受け容れていくにはそれなりの時間が必要です。まして何らかの不適切養育問題が以前には起こってきており、それを修正し、子どもとの関係も修復しなければならないとなると、子どもの家庭復帰が家族関係や日常生活における真の復帰となるには、それなりの努力と周囲からの援助が必要なのは当然でしょう。

### 保護者への留意点

- ・ 接触の機会をみつけ会話を多くするように心がける。
- ・ 保護者の様子・生活状況について配慮する。

### 子どもに対しての留意点

- ・ 学校生活に早く溶け込めるように自然な形で接する。
- ・ 通学再開の場合特に、学校に戻ってくるまでのことについては子どもが自分から話すようになるまで、こちらからは尋ねない。
- ・ 周囲の子どもから不在時の質問が出たら、あらかじめどういふ対応をするか決めておく。

## Ⅱ 放課後児童クラブ従事者のために

子ども虐待対応において、放課後児童クラブの従事者は小学校に準じた対応が基本となります。またあらかじめ小学校との連携を図り、小学校と共同しての対応体制を構築しておいて下さい。ここでは放課後児童クラブの従事者に特に求められる事柄を取り上げます。

### 1. 放課後児童クラブの位置づけ

放課後児童クラブは、保育所、幼稚園、小学校、中学校のように独立して子どもが所属する機関とは少し異なっています。基本的には小学校と一体的な情報管理をしておくことが必要と考えられます。子どもたちの生活行動枠からみても小学校の対応体制と連動できるようにしておくことが重要です。夏・冬の長期休暇期間中は学校が活動していないので、特に連絡体制をあらかじめ確認しておくことも必要です。これは放課後児童クラブ側だけの課題ではなく、小学校としての留意点でもあります。\*

\* 多くの放課後児童クラブは行政的には教育委員会の管轄領域か児童福祉の管轄領域にあります。子どもの正確な情報と安全を確保するためには、こうした行政上の責任分担とは別に実務的な責任分担と連絡体制を小学校と構築しておくことが重要です。

### 2. 放課後児童クラブに従事する職員の役割と小学校との連携

子どもたちは学校の教員とは少し異なる環境で放課後クラブの職員とコミュニケーションを持ちます。また長期休暇の間は教員よりもより多くの時間を放課後クラブの職員と過ごします。子どもの生活環境や養育に何らかの問題が生じたり、子どもの心身に危険が生じたりしている場合、放課後児童クラブの職員がそれに気づいたり直面することが起こります。個人で抱え込まず、すぐに職員間の情報共有、現場代表者への報告とそうした代表者をチーフにしたチーム対応と小学校との連絡・連携が重要です。

場合によっては学校がまだ知らない段階で近隣の生活状況や親子関係の問題についての情報が放課後クラブにもたらされることがあります。逆に学校が家庭の問題状況や子どもの怪我をすでにより正確に把握している場合もあります。重要なことはその双方の情報の共有と共同しての対応です。

子どもの安全についての通告に緊急性がある場合にはもちろん、個人として、あるいは放課後クラブとしての通告もあり得ます。ただし、より適切に子どもの安全を評価し、効果的な対応をするためには、小学校との情報交換と共同しての対応が必要です。緊急の通告をした場合も、すぐに小学校、そして教育委員会との情報交換と共同作業の開始が望ましいと言えるでしょう。特に在宅での支援が開始されるならこれは必須となります。

### 3. 通告と小学校との連携

緊急の場合を除いて放課後児童クラブは、小学校と共同しての通告という対応を取ること

が望ましいと考えられます。それは、より適切に子どもの安全を評価し、効果的な対応を実施するために必要なことです。小学校と放課後児童クラブは子どもの生活行動において連続的な生活場面を分かち合っています。いずれかの場で確認されることや要請される子どもの安全についての課題は連続的に双方で共有され対応する必要があります。そのために通告の段階から情報内容とその評価・判断・通告のプロセスを共有していることが大切になります。さらには通告をめぐる保護者対応や援助において学校や教育委員会といった組織の対応を軸に展開することは子どもへの支援を確実に安定させることに貢献します。

#### 4. 児童館と小学校の連携

放課後児童クラブを児童館が運営している場合は特に小学校との連携を重視して普段からの連携体制をとっておくことが重要となります。児童館では、放課後児童クラブに限定されない子どもの自由な利用形態があります。こうした場面では、把握される情報の多様化と範囲の広さをもっており、様々な地域住民や子どもからの情報を把握できる機会があると同時に、それぞれが断片的な情報であったり、伝聞や聴き取りの確認をとる機会が確保しにくいなど、また、問題となる事案について確実な子どもの身柄の確保が困難であったりします。その意味では子どもの安全の判断として緊急性が明白である場合をのぞいて、まず小学校との連絡・連携を密にして対応することが重要です。

その他の対応については基本的に学校としての対応原則が重要ですのでよく把握しておきましょう。また子ども虐待問題についての研修や情報交換の機会を学校と共有しておくこともとても重要です。これは放課後児童クラブや児童館の側だけでなく、学校や教育委員会の方からも心がけることが重要です。

### Ⅲ 性的虐待・家庭内性暴力被害の初期対応

子どもの性暴力被害は、身体的虐待やネグレクトとは異なり、事実の把握が非常に困難です。日本では法律の定義上、性的虐待は子どもの保護者、親権者、施設長、里親などの監護者が子どもに直接、性的暴力をはたらいた場合となっています。しかし、実際は何があったのか、誰からの被害かも、すぐには確定できないのが子どもの性暴力被害の特徴です。本研究班では子どもの身に起こった被害を基点とし、性的虐待を含め、子どもの家庭内やその生活環境内での性暴力被害から子どもを守ることを統一的に扱うために、「家庭内性暴力被害」という考え方を提起しています。

このガイドラインでは子どもの性暴力被害について、性的虐待を含む家庭内性暴力被害の考え方にもとづいています。

## 1. 子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害とは

### 発見の難しさ

#### ◆客観的証拠に乏しい性暴力被害

子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害は、身体的虐待やネグレクトのように誰が見てもそれと分かる客観的情報や証拠に乏しく、事実の把握がとても困難です。特に小学校低学年や特別支援学校では報告される件数が少ないこともあり、その実態把握や具体的な取り組みの方法も確立途上にある段階です。

#### ◆性暴力被害は本人の訴えや日常会話の中から発見される

小学校低学年の場合、仮に性暴力被害を受けていても、そのことを本人が認識できなかったり、周囲の大人に訴えることができず、また、たとえ何らかの被害を言葉で表現できる場合でも、周囲がそれを理解しなかったり、加害者からだまされていたり、口止めされたり、脅かされていたり、さらには本人が悪いことをしているという罪悪感などから、結果として事実が明るみに出ないということになる傾向があります。子どもの話は丁寧に聴き取ることがまず基本です。年齢が高くなってもどう言ってよいか迷ったり、ためらうことがしばしばです。子どもがためらいつつ話すのを急いで聴き直したり確かめたりせず、じっと待ちながらしっかりと子どもの話を聴き取ることが大切です。

### 適切な気づきのための留意点

#### ◆子どもからの訴えだけでなく様子にも注意する

子どもからの訴えだけでなく、子どもの様子から被害を疑い、注意深く見守ることも必要となります。

性的暴力被害にあった子どもの行動には、性暴力被害を反映するような行動がみられることが知られています。たとえば、年少児の「自分や他人の性器を触ろうとする」、「トイレをのぞこうとする」、「性に対して通常見られないような強い興味を示す」、「膝に乗りたがる、胸を触ろうとするなどの身体接触が目立つ」「抱っこした時、くつろがずに体をこすりつけたり興奮を示すような様子がみられる」などといった行動は、子どもが普通の生活経験では体験しないような性的刺激や興奮を経験させられていることを疑わせるものです。また急な生活・行動面の様子の変化、閉じこもりや家出・夜間徘徊、性非行、妊娠や性感染症の罹患などの背景に家庭内性暴力被害が隠れていることがあります。もちろんこうした行動が全て性的虐待・家庭内性暴力被害と直結することではありませんが、性暴力被害を視野に入れた注意と観察が必要です。

子どもの問題行動はその表面に現れている行動や現象だけに注目するのではなく、なぜそうしたことが起こってきたのか、そこに至る子どもの生活経験、背景にある子どもの気持、悩みに留意し、注意深く子どもの言葉を聴き取ること、子どもをより深く理解しようとする心構えが重要です。

## 子どもの性暴力被害の兆候：共通して示す症状や行動

以下の症状や行動は子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害の疑いの兆候として重要な手掛かりです。もちろんその全てで性暴力被害が常にあるわけではありません。他の問題による場合や重複している場合、全く関係ない場合もあります。

- ◎：かなり疑わしい。通常はみられない。
- ：疑わしい。しばしば性暴力被害が背景にある。
- △：性暴力被害を含む不適切養育環境にある子どもがしばしば示す特徴。

### 共通して示す症状や行動：小学生

- ◎ 性器周辺にただれや外傷がある
- ◎ 妊娠・出産
- ◎ 年齢に合わない性的な言動・自慰行為がある
- ◎ 異性への過度な興味や接近
- ◎ 異性への過度な恐怖
- ◎ STDs（性感染症）がある
- ◎ 風邪症状がないのに咽頭痛を訴える
- 睡眠障害
- 自傷行為や自殺念慮がある
- △ 不登校
- △ 気分のムラが激しい、興奮しやすい
- △ 無気力
- △ 不安
- △ 夜尿・頻尿など排泄面の問題がある
- △ 腹痛・頭痛などの身体症状を訴える

### 共通して示す症状や行動：中学生・高校生

- ◎ 性器周辺にただれや外傷がある
- ◎ STDs（性感染症）がある
- ◎ 性的逸脱行動（異性との接触や交遊を好む、テレクラなど）
- ◎ 性被害にあいやすい傾向にある
- ◎ 異性への過度の恐怖
- ◎ 性に対する拒否や否定的行動がみられる
- ◎ 妊娠・出産
- 家出、徘徊をくりかえす
- 自傷や自殺念慮がある
- 解離症状がみられる
- 夜尿・頻尿などの排泄面での問題がみられる
- 睡眠障害
- △ 盗みや万引き、シンナーなどの非行がみられる
- △ 反抗的、乱暴である
- △ 不登校
- △ 虚言がある
- △ 気分のムラが激しい
- △ 無気力・不安・対人面で過敏である
- △ うつ状態がみられる
- △ 頭痛、腹痛など身体症状がみられる
- △ 過食や拒食など摂食に関する問題がみられる

### 性暴力は日常生活の中で徐々に進行する

生活環境内の人間関係で起こる子どもへの性的加害は多くの場合、初めは心地良く何気ない身体的接触から徐々に性的な刺激を伴う侵害行為へと、時間経過と共に進行することが知られています。子どもは徐々に大人からの行為に困惑したり、違和感や当惑を感じ始め、それが何らかの発言や無意識の性的行動となって現れることがあります。

### 加害者が養育者に限られない

性的加害行為は養育者・保護者だけでなく、子どもの生活圏内にある様々な人物に加害者となる危険性があります。子どもが様々な人物と接触している様子がうかがわれたり、保護者がそれを十分に把握していないような場合には、注意が必要です。

## 2. 子どもの訴えを聴くとき

### 子どもから何らかの訴えを聴く時の留意点

子どもが教員や職員に何らかの訴えをした場合、他の虐待の場合と同様、子どもが話しやすい環境設定を第一に考え、また質問の仕方に気をつけて、子どもの話すままに子どもの言葉を注意深く聴き取ることが大切です。問いただしたり、しつこく尋ねたり、内容を言い換えて確認したりすることは子どもの証言の立証性を損なう危険性が高いので避けましょう。

(→ p.12 4. 対応上のポイント 子どもへの対応の留意点 質問の仕方 参照)

### チームでの対応

他の子ども虐待の事例と同様、子どもの被害事実がみられた場合、組織としての対応がスムーズに運ぶように普段から役割分担や連絡体制について話し合っておくことが重要です。性暴力被害についての子どものからの訴えは速やかに児童相談所に通告することが重要です。

### 通告と初期調査の重要性

子どもの性暴力被害の訴えは、子どもの年齢が低い場合特に、子どもの告白直後に専門機関による直接の確認調査が行われた場合に、被害の確認と子どもの被害の阻止ができる可能性が高くなるというデータがあります。子どもから何らかの性的な被害がうかがわれる発言があった場合には出来るだけ速やかに児童相談所に通告して対策を講じることが重要です。

### 子どもの話を聴く際の留意点

◆ありのままの話を聴き取り、正確に記録する。

年齢が低いか理解力や表現力に限界のある子どもの場合、健常な大人のように自分の体験を正確に言葉で説明することが難しく、いろんな表現、話し方をします。順序が前後したり、登場人物が誰なのかははっきりしなかったりします。しかし、子どもが自発的に何を話したかはとても重要です。p.12の、「子どもへの対応の留意点 質問の仕方」を参考に open-ended question に留意しながら、できるだけ自発的な子どもの発言を注意深く聴き取ってください。その内容が曖昧でも以下の、p.24の家庭内性暴力被害を疑わせること2)にあたる程度の内容であれば、通告が必要な情報になります。

### ◆秘密、内緒の約束はしない

子どもは性被害について特定の人にだけ内緒の話として打ち明けることがあります。これはしばしば加害者が子どもに性的な出来事を内緒にするように強要したり、脅したりしていること、子ども自身が罪の意識を持っていて他の家族に知られるのをおそれていたりするためです。また子ども自身が自分の身に起こっていることに被害としての確信が無い場合もあります。話を聴く大人は不用意に秘密の約束をしないように注意しなければなりません。

### ◆秘密をめぐる対応 ふたつの秘密の説明

子どもが秘密にしてほしいと訴える場合、それについて話し合うことが必要になります。一例として以下のような区別と相談の必要性を示して説明します。

- ① 秘密にはふたつの秘密がある。
- ② ひとつめは、小さな秘密。  
小さな秘密は誰も危ない目にあったりひどい目にあったりしない秘密。  
小さな秘密は心のポケットにしまっておける。内緒にしても大丈夫な秘密。
- ③ ふたつ目は 大きな秘密。  
大きな秘密は誰かが危ない目にあったりひどい目にあったりする危険な秘密。  
大きな秘密は大きすぎて心のポケットには入らない。  
子どもの安全を守ってくれる人に相談しないといけない秘密。
- ④ あなたの話してくれることは大きな秘密？小さな秘密？ あなたの話してくれたことは大きな秘密なので、子どもの安全を守ってくれる人に相談しないといけない。

### ◆子どもが話す以上のことは聴き出そうとしない

通告にあたる情報内容については、子どもからの自発的な言葉が最も重要となります。児童相談所による通告直後の初期調査も含め、初めて子どもから話を聴くところから、それ以降の詳しい事情聴取まで、子どもが自発的に語る言葉が重要です。子どもの証言の客観性・立証性を保障するために、暗示や誘導、強制、報酬の提示などによる証言の情報汚染が混入しないようにすること、質問者側の要約や言い換えなど、子どもの自発的な言葉を変えてしまう情報操作・加工を最小限度にすることが不可欠です。

自発的な子どもの言葉を聴き取ったらそれを正確に記録し、まず通告することです。事実を解明しようとしたり、虐待の確証を得ようとして大人の側からあれこれと質問することは子どもの証言の情報汚染や情報操作・加工の原因となる危険性が高いので気をつけましょう。

### ◆子どもが続きの話をし続けたら

子どもが続けて自発的に話す限りはそれを聴きとることが大切です。その際、子どもが自発的に話をすることを尊重し、励ます意味で「それで？」「それから？」と相手の話を聴き続けるための応答は適切です。ただ、相手が言いよんだり、ためらったりしている場合に「ちゃんとお話しなさい」と圧力をかけたり、「大丈夫だから言ってごらん」などと曖昧な保障を与えて話すことを促すことはあまり望ましくありません。黙って待つことが重要です。子どもがいったん「それだけ」と話を切り上げたら、そこで終ることを尊重して下さい。\*

\* 子どもからの立証性ある証言を聴取するためには **forensic interview** と呼ばれる手法が重要です。これは特別にトレーニングされた人が実施する面接で児童相談所などで実施される面接です。

#### ◆保護者への対応については子どもの安全を最優先に考える

性暴力がきょうだい間、同居人や出入りしている人物から、あるいは母の交際相手からなどの場合、学校としては子どもから被害を聴いた段階で非加害の保護者に連絡すべきではないか、通告を検討する段階で非加害の保護者には問題を知らせておくべきではないかという考えがあります。これは学校の保護者との信頼関係や指導責任としてしばしば議論されることです。しかし非加害の保護者が必ずしも子どもの被害を信じ、子どもの安全について学校に協力してくれるかどうかは分かりません。どう考えればよいでしょうか。

家庭内性暴力問題におけるソーシャルワークの対応原則と優先順位は以下の通りです。(p.10) 各項目の条件が満たないのに下へ進むと対応自体が大きな危険にさらされます。

- ① 子どもの安全の確保。
- ② 事態を現在よりも悪化させる危険性を避ける。
- ③ 子どもと関係者のダメージの最小限の抑制。
- ④ 子どもと関係者・援助者のダメージの修復、関係修復の可能性追求。

さらに通告の基本要件は以下の通りです。(p.8)

- ① 子どもが安全でないか、安全でない疑いが強い。
- ② 家庭養育で子どもの安全が守られていないかその疑いが強い。
- ③ 随時、確実に子どもの安全を確認することができない。

この原則に従うと、家庭内性暴力の疑いでは基本的に常時、子どもの安全確保が最優先されます。即ち通告による保護機関の判断が最優先されることとなります。

家庭内性暴力問題における非加害の保護者は子どもの保護者であると同時に第二の被害者でもあります。非加害の保護者は場合によっては子どもの被害についてのネグレクトを問われる責任者ですが、さらに当の保護者自身は、加害者に裏切られ、子どもにも隠し事をされた被害者でもあります。そして加害者との間には強い情緒的、経済的な絆もあります。家族全体を守り、生活を支えていくための責務もあります。被害に遭ったかもしれない子どもの安全、子どもの身柄の確実な確保において、非加害の保護者は、その問題における複雑な利害の関係者・共有者であって、子どもの保護者だけでは無いのです。この要素のため、家庭内性暴力問題におけるソーシャルワークにおいて、非加害保護者との接触は①の子どもの安全を確保した上で無ければならないと考えられています。従って通告と通告受理機関の判断が行われた後、一時保護が必要と判断されるなら、子どもが一時保護された後に、はじめて非加害保護者との接触が行われるという順序になります。

例外は、非加害の保護者自身が子どもの被害の発見者として相談に訪れた場合です。ただしこの場合にも被害に遭った子どもはまず誰も関係者が関与しない場所で事情を聴かれる必要があります。さらには子どもの保護について非加害保護者と判断機関の意見の相違が生じた場合、その感情的な諍いに子どもが巻き込まれることなく、子どもの安全が確保される必要があります。学校は子どもの被害の訴えを聴き始めた時点で通告をすることが望ましいと言えます。

通告はあくまでも上記の通告の要件①～③の要件によって、子どもの安全についての判断を求めることです。そして子どもの安全の判断、不適切養育の有無の判断：すなわち虐待の疑いがあるかどうかの判断は、市町村の通告受理担当及び児童相談所の調査を含む権限に属しますし、一時保護の判断権限と責任は児童相談所に属しています。それについて学校は判断の権限はありませんし、従ってその責任も負っていません。だからこそ、最優先に通告する責任があるといえます。

### 通告したら

通告によって児童相談所や市町村福祉（初期調査機関）の調査が実施されることになったら、まず子どもの安全確保を最優先に調査対応の準備をします。具体的には調査を実施する機関と手順をよく話し合っ確認して下さい。

#### ◆通告したら子どもの安全を確保して初期調査機関の調査を待つ。

- ・子どものプライバシーが守れる場所で子どもの身柄を安全に確保して調査を待つ。
- ・他の子どもや保護者に子どものことが知られたり、見られたりしないよう配慮する。
- ・子どもからも、他の子どもや保護者へ接触したりしないように配慮する。
- ・子どもが不安になったり告白したことで動揺を示すような場合には穏やかになだめて子どものそばについてあげること重要です。

#### ◆通告の事実はごまかさず、嘘をつかずに子どもに告げる。ただしタイミングには注意。

性暴力被害を受けた子どもは大人から裏切られ、ごまかされ、嘘をつかれています。すぐに気付かなくとも、秘密を守る約束をしておきながら、通告の事実を説明せずに調査機関に子どもを引き合わせることは、子どもにとっては裏切られた経験となってしまいます。

初期調査機関が調査に向いてくる場合、子どもに通告したことを告知することが必要です。ただし、子どもの安全確保が何よりも重要なので、子どもが動揺するのを守れない間はそっとしておかざるを得ないでしょう。初期調査機関が現場に到着して子どもに面接する直前には、子どもの安全を確保できる状態で通告したことをきちんと子どもに説明しましょう。こうした手順は初期調査機関とよく打ち合わせて下さい。

### 通告と調査保護の重要性

子どもの性暴力被害の疑いが発覚した場合、直ちに通告することで、子どもを一度は家庭から離し、児童相談所が一時保護を行い、子どもの安全を確保すると共に、周囲の人間からの影響を取り除いた形で正確な調査・事情聴取を行うこと、被害についての心のケアを開始し、再被害を阻止するための方策を検討すること、非加害の保護者へ働きかけて、再発防止と子どもへのサポートができるように援助を行うことが重要となります。一時保護せずに事情を聴きながら見守ったり、周辺調査のみで対応すると、子どもの被害は殆ど聴けなくなってしまうことがこれまでの調査で分かっています。こうした作業は児童相談所の判断権限で行われますが、それに至るには子どもの被害を最初に聴いた関係者の通告が重要なカギとなります。

## 保護者への対応

通告に基づく緊急の調査保護が実施された場合、児童相談所は概ね以下の告知を保者に対して即日行います。児童相談所は通告者を特定させるような情報は示しませんが、前後の状況から結果的に保育所・幼稚園が子どもの話を聴いて通告したことを保護者が想定するかもしれません。結果的に保護者は直接、学校関係者に通告したかどうか問いただすかもしれません。虚偽の説明をすることは出来ないため、学校の責任者は子どもの告白を聴いて通告したことを説明することになります。これについては事前に児童相談所とよく話し合って、先に通告者側から保護者に告知しておくか、後で保護者が問い合わせたときに説明するかを含めて対応の準備をしておくことが重要です。

通告は国民の義務であると同時に、子どもの性暴力被害の疑いは子どもの安全責任者である保護者にとっても、誰の性加害から子どもを守らねばならないかを知ることが、重要な課題です。そういう意味で児童相談所は保護者に一時保護による調査への理解と協力を求めます。学校としても子どもの安全を守るために保護者に協力を求める姿勢が重要です。保護者に対して学校も、子どもの身に起こっているかもしれない性暴力被害について慎重な調査が行われる必要から通告したこと、一時保護は児童相談所の判断であることを保護者が理解し、協力するように要請することが重要です。

しばしば子どもへの性暴力加害は家庭内の DV 問題による性暴力支配と重複していることがあります。こうした加害者は支配的な攻撃性が高く、通告者に対しても激しい怒りや攻撃を向けることがあります。保護者への対応が難しい場合には、児童相談所とも話し合って、脅迫や威力業務妨害、不退去等について警察に連絡して協力を得ることが必要な場合もあります。脅迫や威嚇は異議申し立てとしての抗議とは異なります。断固たる対応姿勢が必要です。

### ◆職権保護についての児童相談所の保護者への告知の概要

調査保護に際して児童相談所は保護者へ概ね以下の内容の告知をします。

1. 児童福祉法第 33 条に基づく職権保護である。家庭内性暴力被害の疑いを確認したことにより、子どもの安全と公平な調査のため身柄を保護した。保護先の場所については適切な時が来たら告知する。
2. 誰からの干渉や影響も受けずに子どもに調査を行うため、関係者との接触をしばらく遮断する。子どもの安全が確認されない限り家庭には返せない。子どもの安全について責任ある保護者としてこの保護と調査に協力してほしい。
3. 調査は本人への面接調査、心理査定、婦人科・児童精神科等の医師の診察と、保護者・家族、関係者に対しても行う。
4. 調査状況、本人の状況は随時保護者への調査と併せて知らせる。
5. 一定の調査が一段落したら、その時点で事後の方針を立て、児相として保護者とも協議する。概ね調査の期間は 3 週間程度とみている。
6. 保護者には一時保護という行政処分に対する行政不服審査請求の権利がある。行政不服審査請求は監督官庁を窓口として手続きを行う。

## 家庭内性暴力被害の通告にあたる子どもの告白内容

多くの場合、生活圏内で最初にする子どもの被害告白は試しの告白で、初めから全ての被害を細かく述べることはありません。子どもは自分が隠し事をしている悪い子であると思っ  
ていたり、本当は誰も自分の言うことを理解し、信じてくれないのではないかと、自分が何か  
重大な間違いを犯してみんなから笑われたりするのではないかと、あるいは罰せられるのでは  
ないかと恐れています。幼い子どもの場合、何についてどう話せばよいかも難しいことがあ  
ります。

ここでは全ての年齢段階の子どもたちの告白や目撃等による通告を 5 種類に分けていま  
す。小学生や幼い年齢の子どもたちの告白と通告は、おそらく 2) の内容が中心で、行動上  
の問題では 3) 4) の一部が該当すると思われれます。年齢の高い子どもではより 1) の内容  
に近づくとみられます。全年齢において、2) にあたる告白があればその背景にあるかもしれ  
ない危険性からみて通告することが必要と考えられます。

### 1) 明らかな性的侵害行為にあたること (子どもの安全への重篤な侵害行為 性的搾取行為)

- ① 子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる 口で性器や肛門に触れる/  
触れさせる等の性的暴行、およびそうした性的行為の強要、教唆など (日本の刑法  
では口に性器を入れることは強姦罪にならないが、ヨーロッパ諸国では強姦罪にな  
る。また肛門に性器を挿入することも強姦罪とされる国もある。)
- ② 性器を触る又は触らせる、舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへ  
の接触あるいは触らせるなどの性的暴力、またそうした性的行為の強要・教唆
- ③ 性器や性交を子どもに見せる。ポルノの映像等を子どもに見せる。
- ④ ポルノグラフィーの被写体などにする

### 2) 性的侵害を疑わせること (家庭内性暴力被害を疑わせる子どもの表現)

- ① エッチなことをしてくる
- ② 体を触りにくる、体を触られる、なでられるのがイヤ、なめたりする等の不快接触
- ③ 体を触らせられるのがイヤ・困る
- ④ お布団に入ってくる (のがイヤ・困る)
- ⑤ 服を脱がされる 裸にされるのがイヤ (場面不明で)
- ⑥ キスをされるのがイヤ
- ⑦ 息を吹きかけられる (フウ〜ッ とかハア〜ッ 等とされる) のがイヤ
- ⑧ エッチなビデオ DVD を観せられる 横で観ている 音が聞こえる
- ⑨ 抱きつかれるのがイヤ くっついてくるのがイヤ
- ⑩ 写真撮られる 映されるのがイヤ (場面・内容不明で)
- ⑪ (子どもの見ているところで) エッチしている 見せられる
- ⑫ (性交渉とは限らないが) エッチなこと、ところを見せられる

### 3) 性的侵害の潜在可能性がある、あるいは発生予防上指導しなければならない状態をうか がわせること、子どもからの告白による情報

- ① 異性の保護者がお風呂に入ってくる 一緒にお風呂に入る (年齢要件、子どもの忌

避を考慮)

- ② 風呂で体を洗われる 相手の体を洗う (内容の確認が必要)
- ③ 裸でうろうろする 性器が見えている
- ④ 裸をのぞかれる (風呂やトイレ、着替えなど) お風呂をのぞかれる:疑いを含む
- ⑤ 置いてある下着を触られる 盗まれる (疑いを含む)
- ⑥ 部屋をこっそりのぞかれる 子どもの衣服・持ちものを こっそり触りにくる 持ち出す (疑いを含む)

#### 4) 性的被害の潜在可能性がある、子ども自身の問題行動

##### 子どもからの告白によらない行動上の問題

子どもからの被害の告白が無い場合の性的虐待の疑い通告の対応は、当事者の否定によっても事実の推定、あるいは認定が可能な程の客観的な事実情報が必要となる。

ただし例えば以下のような行為が認められた場合には相談としての情報提供段階で何らかの性的虐待の疑いとしての通告受理は成立すると考えられる。調査方法・事情聴取の妥当性については慎重な対応が必要。

- ① 子ども自身が性的行為を遊びとして他の子どもに仕掛ける。(他の子どもの安全にとって性的な侵害性がある行為\*)

\* 就学前年齢の子どもでは、相手の性器を見ようとする、触ろうとする、裸にして体を触る、なめるなど、普通の年齢段階ではみられない行為がある場合、何らかの性的被害が想定されます。年齢が高くなるに従い、性的興味・関心から、あるいは幼い子どもに対して遊びと称して侵害行為を行うことが増えてきます。高年齢子どもの加害行為の場合、元々どのような経験が背景になっているか見分けることは難しくなってきます。

- ② 過剰で強迫的なマスターベーションを時に人前でも行う。(ストレス性の問題による場合もある\*)

\* 就学前年齢から子どものマスターベーションは普通にも見られる行動です。ただし年齢の低さ、その頻度、激しさ、内容によって強迫的で過剰な様子が見られる場合にはその背景に過剰な刺激にさらされるなど性被害があることを疑ってみることが必要です。思春期以降の子どもの場合、過剰なマスターベーションがあったとして、それが社会的に認知されることが問題となります。

- ③ 急激な行動変化としての家出、夜間徘徊と性的問題行動の出現

#### 5) 性的暴力の目撃・問題事実

子どもからの告白は無いが、第三者による何らかの子どもへの性被害を目撃、あるいはそれに近い上記2～3)にあたるような行為について証拠性のある情報がある

- ① 何らかの子どもへの性加害・被害場面や行動・行為の直接目撃
- ② 携帯電話やパソコン、カメラ、ビデオカメラ等に当該子どものポルノ画像がある\*
- ③ 何らの性非行や性的問題行動が認められていない子どもの妊娠や性病感染。 \*\*

\* 子どもの画像の存在は、インターネットによる画像流出の危険阻止として常に緊急の対応が必要と考えられます。いったん流出した画像の回収や阻止は極めて困難であり、しかもそうした対応には児童福祉の対応権限だけでは足りません。司法的対応を早急に検討することが必要となります。

- \*\* 就学前年齢児の性感染症はまず性的な接触によることが疑われます。入浴等の日常的なケア場面の接触で感染したと反論する加害者は多いですが、専門家の見解では、そうした条件で感染する確率はかなり低いと見込まれています。

### より本質的なこと：家庭内性暴力や子どもへの性暴力の予防について

子どもへの性暴力は家庭内性暴力を初め様々な子どもへの危険があります。いずれも非力な弱い者、無防備で無知な者への侵害・搾取行為に共通する特徴があります。これを予防するにはいろいろなことが考えられますが、基本的なこととして加害の発生機会、被害を生じる機会を阻止することが考えられます。その中で最も阻止が難しいのが日常的生活場面での人間関係における性的侵害行為です。そのひとつは学校、施設、クラブなどの保護・指導の責任者・関係者による子どもへの加害行為です。そしてより発見が難しいのがプライベートな人間関係における侵害・加害行為です。家庭内性暴力、いじめやデート・バイオレンスとしての性暴力等がこれにあたります。日常的に生活を分かち合う人同士の問題なので、単純に発生機会や被害が生じる機会を阻止するという方策が役に立ちません。ここに性的虐待・家庭内性暴力の難しさがあります。

日常的に生活を分かち合う人同士の問題としての性的虐待・家庭内性暴力に対する予防策としては、当人の知識・自覚の強化が鍵になります。加害者は多くの場合、相手の信頼や無知による受動性、自覚的な防衛の構えの弱さと身体能力としての弱さ、そして被害の自覚や自己主張力の弱さにつけ込んで攻撃しています。これに対抗することが重要です。

しばしばこうした対応策において性教育という概念が持ち込まれますが、我々研究班ではそれは少し違うと感じてきました。「個人の権利侵害から各自を守る」「自分のプライバシーの安全を守る」ことについて、子どもたちが各年齢に応じて「拘束なし、例外なしの条件についての確実な知識、対人的・社会的な行動原則を持つ」ことが重要なのです。性暴力だけでなく、様々な権利侵害行為への免疫力を教育によって確保することが重要なのです。

年齢は低いところから始めるほど、効果的です。今日、子どもへの性暴力の危険性は幼児にまで及んでいます。しかもそれは親密な人間関係の問題であり、それを日常的に子どもにとって親密でプライベートな関係者に任せておけないことが課題です。

保育所・幼稚園年齢からの公的なサービスの場において、予防教育、トレーニングが提供されることが重要となっています。

### 性的虐待・家庭内性暴力問題についての虐待待対応の原則

子ども虐待、不適切養育による子どもの安全の問題は学校において重要な問題です。基本的には早期に問題を発見して親子がその不適切さから抜け出せるように援助することが大切です。ただし、性的虐待・家庭内性暴力問題だけは、他の不適切養育問題と違って、被害環境、加害の進行の危険性から確実に子どもを守る必要性が高い問題です。また子ども虐待問題の中でも特に、発見することが難しく、長く侵害行為が潜伏して進行してしまいやすい深刻な権利侵害問題です。兆候を発見したときには、子どもの安全の確保、子どもからの慎重な聴き取りと情報管理に注意しながら速やかに児童相談所に通告しましょう。性暴力被害についての子どものからの告白は、通告による調査によってしか、子どもの安全が守れない重大な権利侵害問題です。

本手引きは、平成 20～22 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」のほか、厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」、平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究（主任研究者 才村 純）」を参考に作成しました。